

第13回 続・令和6年度の 人勧分(10.7%) の支払いについて

(株) 福祉総研代表取締役・上席研究員

松本和也

Q

令和6年度の人勧分(10.7%)の支払いについて、
注意点を教えてください(前号の続き)。

前回、令和6年度人勧分に関する概説を行ったところ、思いのほか多くのお問い合わせをいただき、全私保連メールマガジンで捕捉情報を配信していただきました。

今回は、人勧分について再度取り上げ、いくつかの疑問にお答えすることを試みます。

(1) 処遇改善通知と人勧分支給額

処遇改善の考え方は「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(こ成保39・5文科初第591号、令和6年4月12日最終改正。以下「処遇改善通知」と言います。)に示されています。この通知は右上のような内容で構成され、第4の2「賃金改善要件」(1)(2)は計画、(3)は新規事由ありの場合(加算Ⅰ賃金改善要件分が前年度から増加した場合)の実績報告、(4)は新規事由なしの場合の実績報告について示されています。

令和6年度の実績報告にあたっては、(3)(4)を参照します。人勧分についても、ここに詳細が示されて

【処遇改善通知】(※は筆者)

- 第1 目的・対象
- 第2 加算の認定に関する事務
- 第3 加算額に係る使途
- 第4 加算Ⅰの要件
 - 2 賃金改善要件
 - (1) 加算Ⅰ新規事由がある場合
※新規事由がある場合の計画
 - (2) 加算Ⅰ新規事由がない場合
※新規事由がある場合の計画
 - (3) 加算Ⅰ新規事由がある場合
※新規事由がない場合の実績報告
 - (4) 加算Ⅰ新規事由がない場合
※新規事由がない場合の実績報告
- 第5 加算Ⅱの要件
- 第6 加算Ⅲの要件
- 第7 加算の認定、算定、実績の報告等
- 第8 虚偽等の場合の返還措置

います。

人勧分として執行すべき額(社保等事業主負担分を含む)は、「加算Ⅰの10.7%相当額に9割を乗じた額」であることが、下のように示されています。

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額(増額改定を反映させた額)」は改正単価による加算Ⅰ総額、「増額改定に係る改定率」は10.7%、「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」は加算Ⅰの加算率です。加算率19%の施設では「改正単価による加算Ⅰ総額」×「10.7%」÷「19%」×0.9を計算します。

この文章は、(4)の加算Ⅰ新規事由がない場合にも同様に示されています。

【処遇改善通知】(下線は筆者。以下同じ)

- 第4 加算Ⅰの要件
 - 2 賃金改善要件
 - (3) 加算Ⅰ新規事由がある場合
オ「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金のうち、その水準が「起点賃金水準」(加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準)を超えると認められる部分に相当する額をいう。
※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額(法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。)は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。
<算式1>
「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額(増額改定を反映させた額)」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9(調整率)

(2) 人勸分として計算される額

令和6年4月の当初単価には8月の人勸前の人件費額が積算されていますが、12月に示された改正単価には人勸後の額が積算されています。積算される人件費分が増額される結果、改正単価は当初単価よりも高くなります。

つまり人勸の額は、「改正単価を用いた年間委託費・給付費総額」－「当初単価を用いた年間委託費・給付費総額」によって得られる額（以下、便宜上「総額の差額」と呼びます。）とすることが論理的に正しいと言えます。

しかしこの計算の手間を避けるため、総額の差額を加算Ⅰの加算率に変換した時の率として、5年度は「5.2%」、6年度は「10.7%」が示されました。`6年度は加算Ⅰの10.7%相当額が総額の差額とほぼ同額になるはず`という指標と言えます。

同様に、5年度は加算Ⅰの5.2%相当額が総額の差額の近似値となるはずでした。しかし、実際には総額の差額よりも5.2%相当額の方が大きい施設が確認されたため、こども家庭庁は急遽5.2%相当額から1割を減じた額を要執行最低額とし、「公定価格に関するFAQ」の問221と222に示しました。

恐らく、4年度までは人勸の改定率がそれほど大きくなく、総額の差額との差異も問題にならない程度であったものの、5年度は5.2%という大きな率となったことから、無視できない程度に影響が大きくなったと想像されます。

令和5年度に急遽設けられた調整率9割が6年度に受け継がれたのが前述の第4の2(3)です。ここには総額の差額に関する記述はありませんが、令和6年12月27日に「令和6年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた令和6年度補正予算における公定価格の取扱いについて」（以下「人勸取扱事務連絡」と言います。）が示されました（右上）。

「改定による影響額」とは「総額の差額」を指していると考えられ、施設が「加算Ⅰの10.7%の9割」と「総額の差額」から選択します。そのため結果的に、2つの計算方法による人勸分を算出して検討するこ

【人勸取扱事務連絡】

5. 処遇改善等加算の取扱いについて

（前略）また、令和6年度補正予算による公定価格の増額分は令和6年人事院勧告に伴う人件費の増額であるため、基準年度が5年度である場合、改定による影響額を人件費の改定分として取り扱って差し支えない。（後略）

とが避けられなくなりました。

ここでもう一度頭の中を整理していただきたいのですが、人勸の算定額を施設が選択する時には次のようなステップを踏みます。

ア. 加算Ⅰの10.7%相当額を算出

イ. アの9割を算出

ウ. イの代わりに「差額の総額」を算出

支出を義務付けられる最低額を選択するとすれば、実際にはアを選択する施設はほぼないでしょうから、事実上イカウの選択になるわけですが、人勸の額はまず「加算Ⅰの10.7%相当額」が出发点です。本当は10.7%相当額だが、令和5年度のようなことが再び起こらないように余裕を見てその9割でよい、それでも差額の総額より大きくなる時は、差額の総額でもよい、という順序です。

前回で、私は`10.7%相当額の9割を執行すればよいので、1割相当額は施設に残留する`という記述をしましたが、これは本来10.7%相当額と計算された額のうち9割を使うので、10.7%相当額全額が支出されずその1割分は残る、ということを述べたもので、差額の総額の1割が残るという意味ではありません。そもそも差額の総額を採用せず、加算Ⅰの10.7%相当額を採用した場合に、その1割は使用しないということを述べたに過ぎません。

読者の方の中に混乱された方がいらっしゃるすれば、お詫びして補足いたします。

(3) 必要な額は市町村が提供する

2つの方法による算出には、「加算Ⅰの加算総額」と、総額の差額を求めるための「当初単価を用いた年間総額」が必要ですが、これらは管外児童の分も含めて市町村が示すことが求められています。人勸取扱事務連絡（32頁）の「追加支給見込額」とは総

額の差額のことですが、市町村の担当者にはこれらを意識していない事例も多く、できるだけ早い意思疎通が望まれます。

【処遇改善通知】

第7 加算の認定、算定、実績の報告等

2 加算の算定

(前略) また、市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者に速やかに通知すること。

その際、広域利用子ども分の影響額については、施設の所在する市町村において通知すること。(後略)

【人勤取扱事務連絡】

3. 人件費改定分の使途等について

各施設等の過度な事務負担の発生を避けつつ、保育士・幼稚園教諭等の賃金改善の推進や処遇改善等加算の残額発生抑制に資するよう、各市町村においては、既に把握している各施設等に関する情報(各月ごとの利用子ども数や加算の取得状況等)に基づき、今般の改定の影響額(追加支給見込額、年度末までの給付見込総額、処遇改善等加算Ⅰの賃金改善要件分等の内訳等)を算定し、各施設・事業者にすみやかに周知すること。(以下略)

(4) よくある誤った解釈

よくある誤解に“差額精算額が人勤分”というものがあります。例えば、12月に示された改正単価を2月分から適用して請求を行っていた場合、2月分と3月分は既に新しい単価が用いられているため、年度末の精算額は単価改正による影響額とは一致しません。人勤による影響額はあくまで、当初単価と改正単価を用いてまったく同じ条件で算出した額の差額であることに注意が必要です。

また市町村の中には、人勤執行額が加算Ⅰの10.7%相当額の9割なら差額精算分もその額、つまり単価改正分として市町村が差額精算を行う額＝人勤分として施設が執行する額、と考えている担当者がいると聞きます。しかし、「人勤分」や「10.7%相当額の9割」などの考え方は処遇改善を行う際の施設の支出額に関するものであり、委託費・給付費は公定価格単価表に基づいて計算されるべきことは言うまでもありません。施設が支出する額と同額しか支弁しないという考え方は、明らかな誤りと言えます。

最後に、人勤分を含め、令和6年度の処遇改善は

3月中に完了することが理想でした。しかし市町村からの差額精算分の入金が遅滞する等の理由で、やむを得ず支給が4月にズレ込んでしまう場合には、決算において適切に事業未払金等を計上する必要があります。

国の機関が施設の経営実態調査等を行うことがありますが、決算における事業未払金等を適切に計上しなければ、必要以上の資金が残留しているという誤解を誘発する恐れがあります。そのような事態を回避するためにも、決算には正しい処理を反映させることが不可欠です。

現在、こども家庭庁では、令和7年度からの新しい処遇改善制度について検討中です。わかりやすい制度になることを期待して、皆さんと待ちたいと思います。